

水道分野における経済安全保障推進法の
特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説
(最終改正：令和8年3月31日)

- 本解説は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第3章の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について、導入等計画書の事前届出等に関する事項等を解説するものです。本解説は、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。
- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものをご確認ください。

【凡例】

- 「法」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）
 - 「政令」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）
 - 「省令」 国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年国土交通省令第62号）
 - 「内閣府の制度の解説」 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」
- ※ その他、特に断りのない限り、この解説において使用する用語は、法第3章、政令及び省令において使用する用語の例によるものとする。

問 1

水道事業及び水道用水供給事業の特定重要設備として、省令で「浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、当該各工程を制御するために使用される情報処理システム」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

(答)

- 具体的には、以下の設備が水道事業及び水道用水供給事業の特定重要設備として該当します。
 - ・ 消毒処理、緩速濾過、急速濾過、膜濾過、粉末活性炭処理、粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理その他の方法により所要の水質を得るための各工程（浄水処理の各工程）の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、これらの工程を制御するために使用される情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体）
- 一方で、浄水施設以降の送配水については、送配水の量が情報処理システムにより管理されているケースがありますが、浄水処理の各工程とは別の行程であって、既に処理された浄水を送配水するものですので、送配水のための当該システムは該当しません。
- また、しばしば本庁舎や場外施設において実装されているような、浄水処理の各工程の監視のみが可能であって、浄水処理の各工程の操作や制御に関わらない設備や、中央監視室等の情報処理システム（特定重要設備）による監視・制御の対象である現場設備については該当しません。
- 本制度の施行・運用開始に当たり、水道分野の特定社会基盤事業者には、特定重要設備やその構成設備の特定のために全体及び個別の説明会等をすでに実施したところですが、判断に迷う場合には、各事業者内部において過去の経緯等を確認した上で、相談窓口にご相談ください。

問 2

水道事業及び水道用水供給事業の特定重要設備を有する浄水施設について、省令で「一日当たりの浄水能力の最も大きいものから順次合計して得た数が、当該水道事業又は水道用水供給事業を営業者の全ての浄水施設の一日当たりの浄水能力を合計して得た数の九十五パーセントに達するまでのものに限る。」と記載されていますが、具体的にはどのような計算を行うことになりますか。

(答)

○ 具体的な計算の例は以下のとおりです。

- ・例1 特定社会基盤事業者が以下の3つの浄水施設を有している場合、本制度の対象となる特定重要設備は、「浄水場 A」と「浄水場 B」の情報処理システムとなる。

(1) 浄水施設名	(2) 浄水能力 (計画浄水量)	(3) 累積の浄水能力	(4) 浄水能力の総和に対する(3)の割合
浄水場 A	80 万 m ³ /日	80 万 m ³ /日	80%
浄水場 B	16 万 m ³ /日	96 万 m ³ /日	96%
浄水場 C	4 万 m ³ /日	100 万 m ³ /日	100%

- ・例2 特定社会基盤事業者が以下の3つの浄水施設を有している場合、本制度の対象となる特手重要設備は、「浄水場 A」と「浄水場 B」と「浄水場 C」の情報処理システムとなる。

(1) 浄水施設名	(2) 浄水能力 (計画浄水量)	(3) 累積の浄水能力	(4) 浄水能力の総和に対する(3)の割合
浄水場 A	80 万 m ³ /日	80 万 m ³ /日	80%
浄水場 B	14 万 m ³ /日	94 万 m ³ /日	94%
浄水場 C	6 万 m ³ /日	100 万 m ³ /日	100%

- なお、水道法第 24 条の 3 に基づく第三者委託により業務を委託した浄水施設及び同法第 24 条の 4 により水道施設運営権を設定した浄水施設は、本制度においては、水道事業者及び水道用水供給事業者が有する浄水施設として計算の対象とします。また、休止中の水道施設についても計算の対象とします。
- 一方で、予備水源に係る浄水施設や、水道用水供給事業からの受水分は計算の対象としません。
- 本制度の施行・運用開始に当たり、水道分野の特定社会基盤事業者には、対象となる浄水施設の特定のために全体及び個別の説明会等をすでに実施したところですが、判断に迷う場合には、各事業者内部において過去の経緯等を確

認した上で、相談窓口にご相談ください。

問3

水道事業及び水道用水供給事業の構成設備として、省令で以下のとおり記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

イ 浄水処理の各工程の稼働状況の包括的かつ集中的な監視及び当該各工程の制御の用に供するサーバー（※）として機能するハードウェア

（※）以下本問において「監視制御サーバー」という。

ロ 監視制御サーバーに搭載されたオペレーティングシステム（監視及び制御に係るものに限る。）

ハ 監視制御サーバーに搭載されたミドルウェア（監視及び制御に係るものに限る。）

ニ 監視制御サーバーに搭載されたアプリケーション（監視及び制御に係るものに限る。）

（答）

- 具体的には、それぞれ以下のものが該当します。
 - ・イ 浄水施設の浄水処理の各工程の全体的な稼働・運転情報を監視端末において集中的に表示するための機能（監視機能）と、監視端末経由で浄水工程の各種設備の制御に係る操作を行う機能（制御機能）の両方の機能（監視制御機能）を提供するためにサーバーとして用いられる電子計算機
 - ・ロ 監視制御サーバーに搭載されている、監視制御機能を実現しているソフトウェア（プログラム）を構成するオペレーティングシステム
 - ・ハ 監視制御サーバーに搭載されている、監視制御機能を実現しているソフトウェア（プログラム）を構成するミドルウェア
 - ・ニ 監視制御サーバーに搭載されている、監視制御機能を実現しているソフトウェア（プログラム）を構成するアプリケーション

- 一般に、サーバーという用語は、サーバーとして用いられるハードウェアを指す場合と、そのハードウェアに搭載されるソフトウェアを含む場合との両者がありますが、省令では「サーバーとして機能するハードウェア」と規定することにより、前者の意味であることを明確化しています。

- 本制度の施行・運用開始に当たり、水道分野の特定社会基盤事業者には、特定重要設備やその構成設備の特定のために全体及び個別の説明会等をすでに実施したところですが、判断に迷う場合には、各事業者内部において過去の経緯等を確認した上で、相談窓口にご相談ください。

問 4

水道事業及び水道用水供給事業に係る特定重要設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

(答)

- 水道事業及び水道用水供給事業については、具体的には以下の行為が重要維持管理等として該当します。

【維持管理】

- ・ 特定重要設備の監視制御機能に関わる健全性の確認に係る保守点検（例えば、特定重要設備の機能を維持し、又は、正常な状態に保つための保守点検（不具合・故障への対応を含む）等）
- ・ 特定重要設備の設備や部品のうち、不具合を生じることにより浄水処理の各工程の集中的な監視制御の継続に直接の影響を及ぼすものの修理や交換
- ・ 特定重要設備の監視制御機能に関わるプログラムの更新（現場設備等の台数の増減に伴うパラメータの変更等（監視制御機能そのものには変更を及ぼさない範疇のもの）を除く） 等

【操作】

- ・ 特定重要設備の運用を通じた浄水施設の運転管理 等
- 上記以外の行為であっても、特定社会基盤役務の安定的な提供のために重要であって、特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものについては、該当する場合があります。判断に迷う場合には、相談窓口にご確認ください。

問 5

水道事業及び水道用水供給事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

(答)

- 「特定重要設備の機能」とは、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用をいい、水道事業及び水道用水供給事業における特定重要設備の機能は、浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、これらの工程を制御するために使用されるものです。「機能に関する変更」には、その作用自体の変更（新たな作用の追加、作用の一部の除去、異なる作用への転換）が該当します。

- 例えば、従来監視のみを行っていた情報処理システムを機能改良し、包括的かつ集中的な監視制御機能を担わせるようにする場合（制御機能の追加）には、「機能に関する変更」に該当します。
- また、これに加え、作用自体を変更しなくとも、その作用の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラム（※）を変更する場合も含まれます。
 - （※）プログラムの「変更」は、プログラムのファイル自体や設定等の変更のことをいい、「機能に関する変更」に該当する場合には、特定重要設備の「導入」に対応した手続きが必要になります。一方で、プログラムの「更新」は、プログラムを最新の状態にすること、アップデートすることをいい、更新するプログラムが特定重要設備の監視制御機能に関わる場合（アップデートの内容が監視制御機能そのものには変更を及ぼさないものを除く）には、特定重要設備の「重要維持管理等」に対応した手続きが必要になります。
- なお、プログラムのアップデート等に伴い当該プログラムのバージョンや名称が変更される場合であって、その変更が特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用に影響を及ぼさない場合には、「機能に関する変更」には該当しません。
 - （※）更新（アップデート）するプログラムが特定重要設備の監視制御機能に関わる場合には、特定重要設備の「重要維持管理等」に対応した手続きが必要になります（ただし、アップデートの内容として、現場設備の台数の増減や交換等に伴い、特定重要設備の側でパラメータの設定や操作画面等のユーザーインターフェースを変更する場合に、それが実装済の監視制御機能の設定変更の範疇であって、監視制御機能そのものには変更を及ぼさないものを除く）。
- 例えば、帳票機能や運転支援機能（ここでは監視制御機能に関わらないものをいいます）のように監視制御機能に関わらない機能の追加を行う場合には、「機能に関する変更」には該当しません。
- さらに、以下の行為のように、特定重要設備の構成設備を大幅に変更する場合も「機能に関する変更」に含まれます。
 - ・ サーバーの耐用年数の経過による変更（リプレイス）（※）
 - （※）リプレイスについては、現設備の一式を撤去して新たな設備を導入する「更改」に相当し得るものですが、「機能に関する変更」であっても「更改」であっても、特定重要設備の「導入」に対応した手続きが必要になります。

・クラウド化に伴う変更 等

- 具体的にどのような変更が「機能に関する変更」に該当するかは、必要に応じて相談窓口を確認ください。

問6

水道事業及び水道用水供給事業における現場設備の追加や変更は、特定重要設備の機能に関する変更に関連しますか。

(答)

- 特定重要設備の監視制御の対象である現場設備の追加や変更自体は、特定重要設備の「機能に関する変更」ではありませんが、現場設備の追加や変更に伴って特定重要設備に変更を加える場合もあります。
- すなわち、新規の浄水処理の工程を追加したり、従来とは異なる浄水処理の工程に変更したりするために現場設備の追加や変更をするときには、それによって当該現場設備を監視又は制御する特定重要設備の側においても変更が必要となる場合があります、そのような場合には、「機能に関する変更」に該当します。
- なお、特定重要設備の側において対象設備を新たに設ける場合には、「新設」に相当し得るものですが、「機能に関する変更」であっても「新設」であっても、特定重要設備の「導入」に対応した手続きが必要になります。
- 一方で、現場設備の台数の増減や交換等に伴い、特定重要設備の側でパラメータの設定や操作画面等のユーザーインターフェースを変更することについては、それが実装済の監視制御機能の設定変更の範疇であって、監視制御機能そのものには変更を及ぼさない場合には、「機能に関する変更」とはみなしません。
- なお、場内・場外設備の別を問わず、浄水処理の工程に関わらない現場設備の変更に伴う特定重要設備の変更は、「機能に関する変更」とはみなしません（ただし、浄水処理の工程の監視制御機能に変更がある場合にはその限りではありません）。
- 具体的にどのような変更が「機能に関する変更」に該当するかは、必要に応じて相談窓口を確認ください。

問 7

「導入の時期」や「重要維持管理等を行わせる時期又は期間」が未定であったために、内閣府の制度の解説 Q28 に記載のとおり、想定される時期とともに「予定」と記載して届出をしましたが、その後時期や期間が確定し、「予定」としていた時期や期間を変更したり、「予定」の文言を削除して確定した年月日に変更したりする場合には、どのような手続きが必要になりますか。

(答)

- 導入の時期の変更については、時期を延長する場合、時期を短縮する場合又は時期に変更はなく、単に「予定」の文言を削除する場合（予定通りの時期に導入をすることになった場合）のいずれにおいても、内閣府の制度の解説 Q28 及び Q74 に記載のとおり、法第 54 条第 4 項に基づく報告（事後報告）をする必要があります。
- 重要維持管理等を行わせる時期又は期間の変更については、内閣府の制度の解説 Q28 及び Q74 に記載のとおり、法第 54 条第 1 項に基づく事前届出又は法第 54 条第 4 項に基づく報告（事後報告）をする必要があります。具体的には以下のとおりです。
 - ・ 時期を変更する場合：「重要な変更」に該当し、事前届出をする必要があります。
 - ・ 期間を延長する場合：「重要な変更」に該当し、事前届出をする必要があります。
 - ・ 期間を短縮する場合：「事後に報告が必要な変更」に該当し、事後報告をする必要があります。
 - ・ 時期又は期間に変更はなく、単に「予定」の文言を削除する場合（予定通りの期間に重要維持管理等を行わせることになった場合）：「重要な変更」に該当し、事前届出をする必要があります。
- いずれの場合においても、時期又は期間は原則として年月日を正確に記載する必要があるため、届出の際に年月までの記載としていた場合には、確定した年月日を記載して報告又は事前届出をする必要があります。
- 万一、時期や期間が確定したにもかかわらず、「予定」と記載したままであれば、速やかに相談窓口にご連絡いただくとともに、必要な手続きを行うようにしてください。

問 8

水道法第 24 条の 3 及び第 24 条の 4 に基づいて、浄水施設の業務を委託したり、水道施設運営権を設定したり場合には、導入等計画書の届出をするのは受託者や水道施設運営権者ですか。

(答)

- 水道法第 24 条の 3 に基づく第三者委託により業務を委託した浄水施設及び同法第 24 条の 4 により水道施設運営権を設定した浄水施設は、本制度においては、水道事業者及び水道用水供給事業者が有する浄水施設としての扱いになります。
- また、本制度において、水道法の第三者委託の受託者や水道施設運営権者は、水道事業者及び水道用水供給事業者からの委託を受けてそれぞれの業務を実施する受託者としての位置付けになります。このため、導入等計画書の届出をするのは、特定社会基盤事業者（水道事業者及び水道用水供給事業者）自身になります。
- 特定社会基盤事業者の与り知らないところで、受託者や水道施設運営権者が、本来であれば事前届出や事後報告が必要となる行為をしてしまうことのないよう、特定社会基盤事業者においては、受託者や水道施設運営権者に対して本制度についての周知徹底をお願いします。

問 9

水道分野において、導入等計画書のリスク管理措置の各項目の備考欄では、どのようなことを記載すれば良いですか。

(答)

- リスク管理措置の各項目は、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じて必要な措置を講ずることを求めたものになります。
- このため、各項目の文章の主語は「特定社会基盤事業者」になっています。
- 備考欄においては、画一的な記載方法が定められているものではありませんが、例えば、各項目の文章の主語と述語に対応するように、特定社会基盤事業者として、どのような対応をしているか（〇〇ことを確認している、〇〇していることを確認している、〇〇を自ら講じている、〇〇により担保している等）が分かるよう、具体的な補足説明をお願いします。

- 時折、特定社会基盤事業者以外の第三者が記載したかのような、特定社会基盤事業者の立場で書かれていない文章（主語が特定社会基盤事業者ではないなど）が散見されますが、特定社会基盤事業者としての届出内容になっているか確認するようお願いいたします。

問 10

水道分野において、リスク管理措置の重要維持管理等②については、最新のセキュリティパッチの適用等のサイバーセキュリティ対策をすれば良いですか。

(答)

- リスク管理措置の重要維持管理等②の「設備の状況を把握し、(略)最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか等の資産の管理」において、「等」の前の部分（「設備の状況を把握し、(略)最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか」）は、「等」の後の「資産の管理」の例示になります。
- 一方で、水道法においては、水道施設として具備すべき要件として、サイバーセキュリティ対策に係る技術的基準を設けており、サイバーセキュリティ対策を講じることは、本制度への対応とは別に、法令（水道法）遵守の観点で必要不可欠なものです。
- リスク管理措置の重要維持管理等②は、こうしたサイバーセキュリティ対策はもとより「資産の管理」全般について、必要な措置を求めたものです。
(※) 本制度の運用開始からこれまで、水道法におけるサイバーセキュリティ対策とこのリスク管理措置の項目を混同しているように見受けられる届出が散見されましたが、このリスク管理措置の項目は、サイバーセキュリティ対策のみを求めたものではありません。
- すなわち、今後交換する予定の設備を含めて、「資産の管理」を定期的に行うことを求めたものであり、「資産の管理」をどのように定期的に行うのが分かる確認書類を用意ください。
- なお、資産の管理のうち、サイバーセキュリティ対策に係るものについては、「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」の「5.1.1 資産の管理」において対策の具体例が示されていますので、参照ください。

- また、このリスク管理措置の項目において、外部ネットワークから物理的に分離をしていることをもって措置済みとする届出もまた散見されますが、上記のとおり、サイバーセキュリティ対策のみを求めた項目ではなく、また、サイバーセキュリティ対策に係る水道法の技術的基準における不正プログラム対策としては、外部ネットワークからの物理的な分離（外部侵入対策）に加えて外部記憶媒体からの感染防止対策（内部侵入対策）がセットで求められるものであり、外部ネットワークからの物理的な分離のみでは、本制度及び水道法のいずれにおいても不十分であることに留意が必要です。

問 11

リスク管理措置の確認書類例として、内閣府の制度の解説に「(目次など、概要が分かるものでよい。)」とありますが、表紙のみでも良いですか。

(答)

- 一般に、表紙のみでは概要が分からないため、追加の確認書類が必要になります。
- また、あくまで概要が分かるものが求められているのであって、目次についても、概要が分かることが必要です。このため、目次のどの箇所が該当するかを示すとともに、求められていることが分かるような内容になっているか確認ください。目次上の表記のみでは内容を把握できない場合には、概要が分かる別の確認書類を求めることがあります。

問 12

水道分野において、リスク管理措置の導入⑤・重要維持管理等③については、物理的な制限と論理的な制限のいずれか一方の取組をすれば良いですか。

(答)

- リスク管理措置の導入⑤・重要維持管理等③においては、アクセス可能な要員を物理的「かつ」論理的に適切に制限することが求められています。
- 「かつ」については、その前後両方の要件を満たす必要があります。すなわち、物理的な制限と論理的な制限の両者の取組を説明ください。

問 13

水道分野において、リスク管理措置の導入⑩・重要維持管理等⑪の「監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合」については、監視カメラやドローン等を設置していなければ、リスク管理措置を講じる対象外として良いですか。

(答)

- リスク管理措置の導入⑩・重要維持管理等⑪においては、特定重要設備を設置し又は使用する場所／重要維持管理等を実施する場所（中央監視室等）において、映像情報を得ることを目的とした機器（監視カメラやドローン等）を設置せず、使用もしていない場合には、このリスク管理措置を講じる対象外になります。
- なお、「監視カメラやドローン」は、「映像情報を得ることを目的とした機器」の例示になりますので、「監視カメラやドローン」以外の「映像情報を得ることを目的とした機器」を設置・使用している場合には、このリスク管理措置を講じる必要があります。

問 14

水道分野において、特定重要設備へのアクセス権限を付与しない形で他の事業者保守点検の委託を行う場合には、当該事業者は特定重要設備にアクセスすることができないことから、重要維持管理等の委託の届出は不要ですか。

(答)

- 内閣府の制度の解説 Q17 に記載のとおり、保守点検を通じて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがある場合には、当該保守点検は重要維持管理等に該当することがあります。
- 具体的には、保守点検が特定重要設備の監視制御機能に関わる健全性の確認に係るものである場合には、重要維持管理等の委託の届出が必要になります。
- これは、アクセス権限を付与しなければ特定重要設備に不正にアクセスすることがないとは言えない、すなわち特定妨害行為のおそれがないとは言えないということからも明らかであり、アクセス権限の付与の有無にかかわらず、個別に判断がなされるべきものになります（むしろ、不正アクセスを実行するのはアクセス権限の付与されていない者であることが考えられます）。

問 15

確認書類として、契約締結前の（特記）仕様書を使用しても良いですか。

（答）

- リスク管理措置の導入・重要維持管理等のいずれにおいても、契約締結前の（特記）仕様書については、契約の相手方の合意・承諾が得られていることが確認できず、契約の相手方がその記載内容を遵守することが担保されませんので、確認書類としては認められません。
- また、契約締結後においても、（特記）仕様書単独ではなく、契約において当該（特記）仕様書がどのような位置付けになっているのか（紐付けられているのか）がわかるように、契約書本体（または、少なくとも当該（特記）仕様書の関係部分）も添えるようにしてください。
- 上記の対応が難しい場合には、必要に応じて相談窓口を確認ください。

問 16

水道分野において、リスク管理措置の導入⑭・重要維持管理等⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の制度の解説参照

（答）

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、水道法となります。
- また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、本分野においては該当するものはありません。
- なお、水道分野以外の全般的事項としては、内閣府の制度の解説に記載の国内の関連法規及び国際的に受け入れられた基準を参照ください（外国為替及び外国貿易法等）。

問 17

リスク管理措置の導入①の受入検査その他の検証や脆弱性テストの対象はソフトウェアだけですか。

（答）

- リスク管理措置の導入①－1により特定重要設備が、リスク管理措置の導入①－2により構成設備が、それぞれ「受入検査その他の検証体制が構築され

ており脆弱性テストが実施される」必要があり、脆弱性診断やペネトレーションテスト等を実施する必要があります。

- このため、受入検査その他の検証や脆弱性テストの対象はソフトウェアに限りません。
- 水道分野について言えば、サーバーとして機能するハードウェア及びサーバーに搭載された各種ソフトウェア（オペレーティングシステム、ミドルウェア及びアプリケーション）のいずれも対象となります。

問 18

リスク管理措置の導入①の受入検査その他の検証体制の構築や脆弱性テストの実施は、特定重要設備や構成設備の供給者が担っても良いですか。

(答)

- リスク管理措置の導入①の注釈に記載されているとおり、受入検査その他の検証体制の構築や脆弱性テストの実施は、特定重要設備については当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によるものが、構成設備については当該構成設備の供給者によるものが、それぞれ除外されており、認められていません。
- このため、供給者とは異なる第三者が実施し、受入検査や脆弱性テストの客観性を担保することが重要です。
 - (※) 構成設備については、構成設備の供給者以外の第三者が受入検査や脆弱性テストを実施し、その実施内容及び実施状況を当該特定重要設備の供給者が確認してその結果を特定社会基盤事業者に共有することにより、特定社会基盤事業者が受入検査や脆弱性テストの実施を確認したこととすることができますが、この場合であっても、構成設備に係る受入検査や脆弱性テストの実施自体は、当該構成設備の供給者によるものが除外されています。
 - (※) 特定社会基盤事業者自らが実施することも妨げてはいませんが、内閣府の制度の解説に記載のとおり、本リスク管理措置の項目は、第三者による客観性を担保することが重要であるとの観点から規定されたものであり、特定社会基盤事業者において、リスクの性質や内容に応じて判断することが重要です。
- なお、例えば、供給者と同じ関連グループに属する子会社等の企業であっても、供給者とは別の法人格を有しており、客観性が担保された形で適切に実施することができるのであれば、受入検査や脆弱性テストの実施者となること

を妨げるものではありません。ただし、この場合においても、リスクの性質や内容に応じて適切な実施者や実施内容であることを、特定社会基盤事業者自らが確認してください。

問 19

リスク管理措置の導入①について、脆弱性テストはどのように実施すれば良いですか。参考になるものはありますか。

(答)

- 特定重要設備及びその構成設備の脆弱性テストを実施するに当たっては、特定社会基盤事業者として、脆弱性テストの実施主体や実施内容等が適切であることを確認・判断することが重要です。
- その際に、例えば、以下のガイドラインが参考になります。最新のもの参照するようにしてください。
 - ・ 政府情報システムにおける脆弱性診断導入ガイドライン（デジタル庁）
最適な脆弱性診断を選定、調達できるようにするための、脆弱性診断導入に係る基準とその指針について説明したもの。政府機関向けのものですが、脆弱性診断の分類、要件、診断ベンダーの選定基準、実施基準等を規定しており、水道事業者等においても活用可能なものです。
<https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines>
- この他、情報セキュリティや脆弱性等の管理に関する各種の国際規格（ISO）もあり、適宜参照ください。
- また、事業者の提供する脆弱性診断サービスをリスト化したものとして、「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」の「脆弱性診断サービス」や「ペネトレーションテスト（侵入試験）サービス」があります。当該リストには、経済産業省の定める情報セキュリティサービス基準（情報セキュリティサービスに関する一定の技術要件及び品質管理要件等）への適合が審査登録機関により認められたサービスが掲載されており、適宜参照ください。
 - ・ 情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（独立行政法人情報処理推進機構）
<https://www.ipa.go.jp/security/service_list.html>
 - ・ 情報セキュリティサービス基準（経済産業省）
<<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/shinsatouroku/touroku.html>>

- なお、脆弱性テストは、導入しようとする設備が役務の用に供される時点までに実施してください。

問 20

リスク管理措置の導入①について、特定重要設備やその構成設備を新規で追加導入する場合、脆弱性テストの対象は追加導入する部分（ハードウェアやソフトウェア）だけで良いですか。

(答)

- 一概に、新規で追加導入する部分についてのリスク管理措置のみを講じれば十分であるとは言えません。新規に導入するハードウェアやソフトウェアが既存の特定重要設備やその構成設備と接続し、連携する場合、追加導入する部分が既存設備に影響して新たな脆弱性を生じさせたり、潜在していた脆弱性を顕在化させたりする可能性があります。
- このため、特定重要設備全体が特定妨害行為の手段として使用されるおそれがないことを確認する観点から、必要に応じて既存部分を含めた影響範囲全体を受入検査や脆弱性テストの対象とすることが求められます。

問 21

リスク管理措置の導入①の受入検査その他の検証体制の構築や脆弱性テストの実施をする者について、導入等計画書に記載する必要はありますか。

(答)

- 導入等計画書様式第四（一）の導入等計画書の「2. 特定重要設備の導入の内容及び時期」のうち、「導入に携わる者に関する事項」において、名称及び代表者の氏名、住所、設立準拠法等、導入との関係（例えば、「システムのセキュリティテストを実施する者」等）を記載ください。

問 22

リスク管理措置の導入⑬について、外部ネットワークから物理的に分離してれば十分ですか。

(答)

- 内閣府の制度の解説において、例えば、「端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能」が例示されているように、外部ネットワークからの物理的な分離等の外部侵入対策に加えて内部侵入対策の面も考慮して、特定重要設備に対する不正なアクセスを監視する仕組みを実装することが重要です。

- ゼロトラストの考え方も参考に、ネットワークの内部が侵害されることも想定し、ネットワークの内部は安全であるという前提を暗黙的に信用しないことが肝要です。
- なお、上記の「端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能」については、端末への外部電磁的記録媒体の挿入を自動的に検知する場合や、端末への外部電磁的記録媒体の挿入自体を管理する場合（そもそも挿入できなくすることを含む）等、様々考えられますので、特定重要設備に対する不正なアクセスを監視する上で適切と考える内容を各特定社会基盤事業者において選択するようにしてください。
- また、その際には、サイバーセキュリティ対策に係る水道施設の技術的基準についての留意事項の取組のうち、USB メモリ等の外部記憶媒体からの感染防止対策を適宜参照してください。

問 23

リスク管理措置の重要維持管理等③について、情報についてのアクセスに係る物理的及び論理的な制限としてはどのようなことをすれば良いですか。

(答)

- リスク管理措置の導入⑤に係る内閣府の制度の解説において、物理的な制限と論理的な制限の具体例がそれぞれ示されていますので、重要維持管理等についてもそれらを参照ください。

問 24

リスク管理措置の導入⑯や重要維持管理等⑪の「法的環境等」の「等」には何が含まれますか。

(答)

- 「法的環境等」の「等」には、例えば、リスク管理措置の導入⑮や重要維持管理等⑩に記載の「外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）」等、特定重要設備及びその構成設備の供給者並びに委託及び再委託の相手方等の行動に影響し得る様々な外部環境要因が含まれます。

問 25

導入等計画書の届出において必要な記載事項や資料はどのような法的根拠により定められていますか。

(答)

- 導入等計画書の記載事項は、法第 52 条第 2 項各号に規定されるとともに、省令において定められています。
- 導入等計画書様式第四（一）等の様式自体も省令において定められているものです。
- また、法第 59 条（資料の提出等の要求）において、「主務大臣は、この章の規定を施行するために必要があると認めるときは、内閣総理大臣、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。」としており、「その他の関係者」には、特定重要設備の供給者、重要維持管理等の委託の相手方等も含まれます。
- この規定や法第 58 条の規定に基づいて国土交通省において必要があると認めるものとして提供をお願いするものになりますので、ご協力をお願いします。

問 26

議決権保有割合の表記について、様式には「小数点以下第 3 位を四捨五入して記載すること」とありますが、単独株主が全ての議決権を保有し、当該株主の議決権保有割合が 100%であって、小数点以下の数字がない場合（四捨五入すべき小数点以下第 3 位の数字がない場合）には、有効数字の考え方からも、「100.00%」ではなく、「100%」として記載すべきものと考えますが、整数表記でも良いですか。

（答）

- 「100%」と整数表記しても差し支えありません（内閣府への確認済み）。
- また、例えば、普通株式のみが発行されており、1 株当たりの議決権数が同じであって、2 名の株主がちょうど半分ずつ株式を折半して保有している場合には、各株主の議決権保有割合を「50%」として整数表記することも可能です。
- なお、小数点以下（第 3 位）の数字がない場合であっても、「.00%」等の形で小数第 2 位までの表記としてもかまいません。

以上

(改正の履歴)

- ・令和 8 年 3 月 31 日付け改正
 - ・問 9 を修正（最終段落を追加）
 - ・問 16 を修正（水道分野以外の全般的事項について追加）
 - ・問 17 から問 26 を追加

- ・令和 7 年 8 月 15 日付け改正
 - ・国土交通省の他の基幹インフラ分野における制度の解説の書きぶりや平仄が合うように全般的に修正
 - ・問 6 から問 15 を追加（これに伴い、従前の問 6 は問 16 に移動）

以上